東日本大震災への税制上の検討項目（地方税）

【個人住民税】
１．雑損控除の特例（前年適用、繰越し期間）

２．被災事業用資産の損失の特例（前年適用・繰越し期間）
（※前年適用は所得税の措置の自動影響。個人事業税も同様）

３．住宅ローン減税の適用の特例

４．財形住宅・年金貯蓄の目的外払戻し非課税
（※所得税の措置の自動影響。還付の規定を整備）

【法人事業税・法人住民税】
１．法人事業税及び法人住民税における減免措置

２．申告の期限延長における法人事業税の中間申告納付の省略

＜法人税における措置がなされれば自動影響するもの＞
・被災代替資産等の特別償却
・特定の資産の買換えの場合の課税の特例
・買換え特例に係る買換資産の取得期間等の延長

【固定資産税・都市計画税】
１．津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成２３年度分の課税免除

２．被災住宅用地の特例

３．被災代替住宅用地の特例

４．被災代替家屋の特例

５．被災代替償却資産の特例

【不動産取得税】
１．被災代替家屋の取得に係る特例

２．被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

【自動車取得税】
１．被災代替自動車の取得の非課税

【自動車税・軽自動車税】
１．被災代替自動車に係る自動車税・軽自動車税の非課税

【地方消費税】
＜消費税における措置がなされれば自動影響するもの＞
１．消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

２．消費税の中間申告書の提出に係る特例

＜通知関係＞

①　地方税に係る期限の延長、減免措置等についての適切な取扱い（３月14日発出通知）

②　被災者又は被災団体の救援を目的として募金活動を行う団体に対する義援金等について、「ふるさと寄附金」に係る控除の適用を受ける場合の取扱い（３月25日発出通知）

③　地方税における期限の延長や減免措置等の具体的取扱いについて通知（３月28日発出通知）

・ 期限の延長を行う場合、当面は少なくとも５月31日まで行うことが適当
・ 期限の延長、減免措置等を行うにあたっての個別税目に関する留意点
（例）
　・　固定資産税の減免
　・　自動車税・軽自動車税の減免　等

＜その他＞

・　軽油引取税の「トリガー条項」の廃止（Ｐ）